

秋田県公報

目次

| | |
|---|-----|
| 告示 | ページ |
| 自衛官の募集期間(三七一・総務課)…………… | 1 |
| 自衛官採用試験の試験期日等(三七二・総務課)…………… | 1 |
| 生活保護法による介護機関の指定(三七三・福祉政策課)…………… | 2 |
| 漁船損害等補償法による付保義務の発生(三七四・水産漁港課)…………… | 3 |
| 入会林野整備計画の認可(三七五・由利地域振興局農林部)…………… | 3 |
| 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(三七六・商工業振興課)…………… | 3 |
| 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(三七七・三七八・商工業振興課)…………… | 4 |
| 基本測量終了の通知(三七九・建設管理課)…………… | 4 |
| 河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法(三八〇、三八一・河川課)…………… | 4 |
| 河川法による堤防と農業用施設との兼用工作物の管理の方法(三八二・河川課)…………… | 4 |
| 公告 | 5 |
| 市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定(鹿角地域振興局農林部)…………… | 6 |
| 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)…………… | 6 |
| 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)…………… | 7 |
| 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)…………… | 7 |
| 選挙管理委員会告示 | 7 |
| 公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(六一)…………… | 7 |
| 政治団体の設立の届出(六一)…………… | 7 |
| 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(六三)…………… | 8 |
| 政治団体の解散の届出(六四)…………… | 10 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 政治団体の収支に関する報告書(六五)…………… | 10 |
| 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(六六)…………… | 11 |
| 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(六七)…………… | 11 |
| 人事委員会規則 | |
| 人事委員会規則一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則…………… | 12 |
| 監査委員会告示 | |
| 監査結果の公表(六八)…………… | 13 |

告 示

秋田県告示第三百七十一号
 平成十五年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月九日
 秋田県知事 寺田典城

募集期間
 平成十五年五月一日から平成十五年六月十日まで

秋田県告示第三百七十二号

平成十五年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月九日

秋田県知事 寺田典城

| 試験期日 | 試験場 | | 募集地域 |
|---------------------|----------------|----------------------|-------|
| | 名称 | 位置 | |
| 自衛隊秋田地方連絡部 大館出張所 | 自衛隊秋田地方連絡部 | 秋田市山王四丁目 三番三十四号 | 秋田県全域 |
| | 陸上自衛隊秋田駐屯地 | 秋田市寺内字將軍 野一番地 | |
| 自衛隊秋田地方連絡部 大館出張所 | 大館市赤館町三番 三番 | 大館市、鹿角市、 北秋田郡、鹿角郡 | |

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------------|---------------------|-----------------------|-------------|-----------|
| デイサービスセンター マイ!!ともだち | 社会福祉法人 中央会 理事長 | 本荘市出戸町字大鍛町百六十二番地一 | 通所介護 | 平成十五年四月一日 |
| J Aあきた湖東生活ステーション | あきた湖東農業協同組合 代表理事組合長 | 南秋田郡五城目町字七倉百二十三番地二 | 福祉用具貸与 | 平成十五年三月一日 |
| 介護老人保健施設田沢の郷 | 社会福祉法人 こまくさ苑 理事長 | 仙北郡田沢湖町生保内字上清水六百九十八番地 | 介護老人保健施設 | 平成十五年四月一日 |
| グループホームひまわりの家 | 有限会社社ゆう愛 代表取締役 | 仙北郡仙北町高梨字於園八十三番地 | 痴呆対応型共同生活介護 | 平成十五年四月一日 |
| ヘルパーステーション ビハいら横手 | 社会福祉法人 相和会 理事長 | 横手市上境字谷地中百三十九番地 | 訪問介護 | 平成十五年四月一日 |
| ショートステイ ビハいら横手 | 社会福祉法人 相和会 理事長 | 横手市上境字谷地中百三十九番地 | 短期入所生活介護 | 平成十五年四月一日 |
| ケアハウス ビハいら横手 | 社会福祉法人 相和会 理事長 | 横手市上境字谷地中百三十九番地 | 特定施設入所者生活介護 | 平成十五年四月一日 |

| 受付時に指定する日 | | |
|--------------------|----------------|------------------|
| 自衛隊秋田地方連絡部 能代募集事務所 | 能代市花園町二十番二十二号 | 能代市、山本郡 |
| 自衛隊秋田地方連絡部 秋田募集案内所 | 秋田市茨島二丁目八番二十四号 | 秋田市、男鹿市、河辺郡、南秋田郡 |
| 自衛隊秋田地方連絡部 本荘募集事務所 | 本荘市出戸町字給人町七番三号 | 本荘市、由利郡 |
| 自衛隊秋田地方連絡部 大曲募集事務所 | 大曲市田町二十一番五号 | 大曲市、仙北郡 |

秋田県告示第三百七十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| 自衛隊秋田地方連絡部 横手募集事務所 | 横手市横手町字上真山百九十五号 | 横手市、湯沢市、平鹿郡、雄勝郡 |
|--------------------|-----------------|-----------------|

| | | | | |
|-----------------------|--------------------------|-------------------|-----------------|-------------|
| 特別養護老人ホーム ピー ーラ横手 | 社会福祉法人 相和会 理事長 | 横手市上境字谷地中百三十九番地 | 介護老人福祉施設 | 平成十五年四月一日 |
| グループホームひかり | 有限会社ふあいん 代 表取締役 | 大曲市藤木東八圭二十一番一号 | 痴呆対応型共同生活介 護 | 平成十五年四月四日 |
| 株式会社小田島介護用品部 横手営業所 | 株式会社 小田島 代 表取締役社長 | 横手市婦気大堤字平林一番二十六号 | 福祉用具貸与 | 平成十五年四月十日 |
| 株式会社小田島介護用品部 大館営業所 | 株式会社 小田島 代 表取締役社長 | 大館市釈迦内字街道上三番地八 | 福祉用具貸与 | 平成十五年四月十六日 |
| グループホームしゃぼん玉 | 有限会社おいわけケア サービス 代表取締役 | 能代市追分町二番三十六号 | 痴呆対応型共同生活介 護 | 平成十五年四月十六日 |
| グループホーム桂寿あに | 社会福祉法人阿仁ふく し会 理事長 | 北秋田郡阿仁町水無字宮後四番地 | 痴呆対応型共同生活介 護 | 平成十五年四月七日 |
| 医療法人寿光会 福永医院 | 医療法人寿光会 理事 長 | 鹿角市十和田毛馬内字下寄熊六番地九 | 介護療養型医療施設 | 平成十五年二月二十五日 |

秋田県告示第三百七十四号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年五月九日

秋田県知事 寺田典城

船越加入区

秋田県告示第三百七十五号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第一百二十六号）第十一条第一項の規定により、東由利町高戸屋下小屋入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月九日

一 整備計画の名称 東由利町高戸屋下小屋入会林野整備計画
二 認可の年月日 平成十五年五月九日

秋田県告示第三百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年五月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)拠点センター
秋田市中通七丁目十三番外
- 二 秋田市長の意見

(一) 廃棄物等の運搬予定業者の選定にあたっては、適正な業者選定を行うこと。
 (二) 敷地内で廃棄物等を処理する場合は、騒音、悪臭に注意すること。
 (三) 店舗内の関係者及び関連事業者に廃棄物などの運搬方法及び処理が適正に行われるよう徹底すること。

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
縦覧期間
平成十五年五月九日から同年六月九日まで
- (二) 縦覧期間
平成十五年五月九日から同年六月九日まで

秋田県告示第三百七十七号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成十五年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
秋田サティ
秋田市榎山川口境六十二番七外
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十五年五月一日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

- 秋田市役所 商業観光課
縦覧期間
平成十五年五月九日から同年六月九日まで

秋田県告示第三百七十八号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成十五年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ新川口店
本荘市川口字八幡前百九十六番一外
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十五年四月三十日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
本荘市役所 商工観光課
縦覧期間
平成十五年五月九日から同年六月九日まで
- (二) 縦覧期間
平成十五年五月九日から同年六月九日まで

秋田県告示第三百七十九号
 平成十四年秋田県告示第三百四十二号の基本測量について、平成十五年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十五年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三百八十号
 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、

つき、次のとおり公示する。

関係図書は、建設交通部河川課及び由利地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 一級河川 芋川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防及び右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置

左岸 本荘市内越字家ノ前二百五十九番地先から同市川口字下葛蒲崎八十二番一
地先まで

右岸 本荘市内黒瀬字沖村六百四十番一地先から同市大浦字八走六十七番十地先
まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (一) 名称 道路管理者 本荘市長
- (二) 住所 本荘市出戸町字尾崎十七番地
- (三) 代表者の氏名 本荘市長 柳 田 弘

五 管理の内容

- (一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他
の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の
附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるもの
についての維持
- (三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十五年三月十三日から道路の存続する日まで

秋田県告示第三百八十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道
路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基
づき、次のとおり公示する。

関係図書は、建設交通部河川課及び由利地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 一級河川 芋川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防及び右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置

左岸 由利郡大内町岩谷町字下アグド二十六番地先から字古館八十一番一地先ま

で

右岸 由利郡大内町深沢字栄田百四十五番一地先から百七十二番四地先まで
管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 大内町長

- (一) 住所 由利郡大内町岩谷町字日渡百番地
- (二) 代表者の氏名 大内町長 佐々木 秀 綱

五 管理の内容

- (一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他
の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の
附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるもの
についての維持
- (三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十五年三月十三日から道路の存続する日まで

秋田県告示第三百八十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と農
業用施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規
定に基づき、次のとおり公示する。

関係図書は、建設交通部河川課及び由利地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 一級河川 芋川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防及び右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置

左岸 由利郡大内町北福田字福田二百十六番地先から同町深沢字下川原百二十八
番三地先まで

右岸 由利郡大内町三川字川端三百五十番地先から同町深沢字栄田百九十三番一
地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (一) 名称 農業用施設管理者 大内町長
- (二) 住所 由利郡大内町岩谷町字日渡百番地
- (三) 代表者の氏名 大内町長 佐々木 秀 綱

五 管理の内容

- (一) 農業専用施設（農道（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、農道の附属物

公 告

その他の専ら農道の管理上必要な施設又は工作物をいう。)、用排水路その他の専ら農業用施設の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)(の新設、改築、維持又は修繕

(二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(三) 原則として農業専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十五年三月十三日から農業用施設の存続する日まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、鹿角市からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(東町地区基盤整備促進事業(農道整備・樹園地))変更計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十五年五月十二日から同年六月六日まで

三 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 南秋田郡昭和町豊川土地改良区

退任理事の住所及び氏名

| | |
|------------------------|-----------|
| 南秋田郡昭和町豊川上虻川字新所百十九番地の一 | 南 都 武 男 |
| 豊川上虻川字仁山二十四番地の一 | 佐 々 木 周 二 |
| 豊川上虻川字島ノ越一番地の一 | 小 玉 達 雄 |
| 豊川岡井戸字前田十三番地 | 遠 藤 勇 一 |
| 豊川船橋字深持四十四番地 | 佐 々 木 利 光 |
| 豊川槻木字畑妻四十九番地 | 佐 々 木 利 功 |
| 豊川龍毛字細田五番地 | 川 上 勝 夫 |

二

南秋田郡昭和町土地改良区

退任理事の住所及び氏名

| | |
|----------------------|-----------|
| 南秋田郡昭和町豊川龍毛字観音田五十四番地 | 澤 井 善 太 郎 |
| 豊川山田字八幡下十四番地 | 大 木 庸 哉 |
| 南秋田郡昭和町豊川上虻川字羽白目六番地 | 大 沢 光 儀 |
| 豊川槻木字荒屋八番地の一 | 澤 井 四 郎 |
| 豊川龍毛字轄田一番地 | 澤 井 準 |

南秋田郡昭和町大久保字汲田十

字町後七十七内一

字北野蓮沼前山四十六番地十二

字後谷地十番地三

字堤の上百三十

字北野白洲野十九番地二

八丁目字木の十九

退任理事の住所及び氏名

| | |
|-------------------------|-----------|
| 南秋田郡昭和町大久保字北野大崎道添二十七番地四 | 菅 原 道 盛 |
| 白洲野二十一 | 菅 原 八 男 |
| 字町後七十七内一 | 進 藤 金 悦 |
| 字北野蓮沼前山四十六番地十二 | 菅 原 金 治 |
| 字後谷地十番地三 | 菅 原 金 治 |
| 字堤の上百三十 | 菅 原 三 男 |
| 字北野白洲野十九番地二 | 菅 原 三 男 |
| 八丁目字木の十九 | 徳 原 鉄 治 郎 |

三

昭和土地改良区

就任理事の住所及び氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 南秋田郡昭和町大久保字汲田十 | 鎌 田 良 雄 |
| 字町後七十七内一 | 進 藤 金 悦 |
| 字北野蓮沼前山四十六番地十二 | 菅 原 金 治 |
| 字後谷地十番地三 | 菅 原 金 治 |
| 字堤の上百三十 | 菅 原 三 男 |
| 字北野白洲野十九番地二 | 菅 原 三 男 |
| 八丁目字木の十九 | 徳 原 鉄 治 郎 |
| 豊川岡井戸字前田十三番地 | 徳 原 鉄 治 郎 |
| 豊川上虻川字新所百十九番地の一 | 南 都 武 男 |
| 豊川上虻川字仁山二十四番地の一 | 佐 々 木 周 二 |
| 豊川山田字八幡下十四 | 大 木 庸 哉 |

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡昭和町大久保字北野大崎道添二十七番地四

白洲野二十一

豊川龍毛字轄田一番地

| | |
|-------------------------|---------|
| 南秋田郡昭和町大久保字北野大崎道添二十七番地四 | 菅 原 道 盛 |
| 白洲野二十一 | 菅 原 八 男 |
| 豊川龍毛字轄田一番地 | 澤 井 準 |

四 南秋田郡真崎堰土地改良区

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡飯田川町飯塚字鳥木沢二百十三番地

千種 甚也

五 新城川土地改良区

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡天王町天王字二田百八十六番地

大関 多美雄

六 秋田市豊岩小山土地改良区

就任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字狐森二百二十五番地

池田 仁美

秋田市豊岩小山字神田百四番地

鈴木 喜昭

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、横手市金沢旧前郷土地改良区から次のとおり役員（の）の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月九日

秋田県知事 寺田 典城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡仙南村金沢字茨島二百三十六番地二

斉藤 新一郎

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡仙南村金沢字川原保百十九番地

伊藤 昇

仙北郡仙南村金沢字谷地中二百十五番地

佐藤 静雄

仙北郡仙南村金沢字十二所三十三番地

中村 昭二

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月九日

秋田県知事 寺田 典城

その他の政治団体

| | | | | |
|---------|-------|---------|---------------------|-----------|
| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
| 伊藤忠夫後援会 | 伊藤 裕之 | 鈴木 欣一郎 | 北秋田郡上小阿仁村南沢字箱淵岱十番地五 | 平成十五年四月二日 |

- 一 横手市中央土地改良区
認可年月日 平成十五年四月二十五日
- 二 平鹿町土地改良区
認可年月日 平成十五年四月二十五日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十一号
公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十五年五月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。
別表第二中
「阿仁町養護老人ホーム 北秋田郡阿仁町水無字宮後三十八番地」
を
「阿仁町養護老人ホーム 北秋田郡阿仁町幸屋渡字前野七番地三」
に改める。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第六十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十五年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十五年五月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

| 政治団体の名称 | 異動事項 | | 届出年月日 |
|----------|------------|----------------------|-----------|
| | 新 | 旧 | |
| 政治団体の名称 | 会計責任者 | 会計責任者 | 届出年月日 |
| 田村儀光後援会 | 岩沢秀悦 | 赤坂実 | 平成十五年四月一日 |
| 堀井あけみ後援会 | 堀井広恵 | 高橋誠一 | " |
| 柳楽芳雄後援会 | 代表者 | 結城郁郎 | " |
| | 会計責任者 | 保坂彰男 | " |
| 小松隆明後援会 | 主たる事務所の所在地 | 仙北郡西仙北町刈和野字沼田十二番地一 | " |
| | | 仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下二四六番地一 | " |
| 伊藤英紀後援会 | 会計責任者 | 小林信一 | " |

その他の政治団体

秋選管告示第六十三号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十五年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動が

あつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年五月九日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

| | | | | |
|------------|------|------|----------------------|------------|
| 高橋照雄後援会 | 高橋 勲 | 倉田謙吉 | 仙北郡太田町国見字若泉七十一番地二 | 平成十五年四月十六日 |
| ささき正を励ます会 | 亀山精司 | 佐藤春雄 | 仙北郡六郷町六郷字荒町三十七番地 | 平成十五年四月十一日 |
| 大館を変える市民の会 | 荒川昭一 | 庄司時二 | 大館市字大町五十四番地 | " |
| 島内重昭後援会 | 明石良蔵 | 庄司時二 | 大館市字大町五十四番地 | 平成十五年四月九日 |
| 田畑みのる後援会 | 山本 徹 | 滝沢岩男 | 大館市字館下四十三番地十六 | 平成十五年四月三日 |
| 小林俊悦後援会 | 鈴木信一 | 小林 武 | 北秋田郡上小阿仁村大林字屋布廻四十六番地 | 平成十五年四月二日 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------|---------------|-------------------|-------------|--------------------|------------|----------------|------------------|---------------|---------|---------|-----------|-------------|------|------|------|
| 秋田県農協政治連盟秋田おばこ支部 | 秋田県農協政治連盟秋田しんせい支部 | すずぎ洋一後援会 | 安藤豊後援会 | 秋田市歯科医師政治連盟 | 北林康司後援会 | 武石善治後援会 | 秋田県農協政治連盟こまち支部 | 松田國太郎を励ます会 | 全国旅館政治連盟秋田県支部 | 土田長夫後援会 | 安井貞三後援会 | 大森勝美後援会 | 秋田県喫茶組合政治連盟 | | | |
| 会計責任者 | 代表者 | 主たる事務所の所在地 | 主たる事務所の所在地 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 代表者 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 代表者 | 会計責任者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | | | |
| 鈴木金博 | 阿部和雄 | 大館市中道三丁目一番五十号 | 雄勝郡羽後町郡山字上郡八番地 | 柏木喜広 | 秋田市山王三丁目七番一号瀧不動産ビル | 武石富男 | 佐藤利夫 | 湯沢市高松字中屋敷三十二番地十四 | 山本次夫 | 山本次夫 | 佐藤光市 | 今野儀市 | 安井香奈子 | 小野晋作 | 加賀豊蔵 | 柳澤寿人 |
| 佐々木善一 | 保科武毅 | 大館市大町十一番 | 雄勝郡羽後町西馬音内字本町百二番地 | 佐藤正 | 秋田市八橋成川原一番一号 | 石上庄之丞 | 大坂英雄 | 湯沢市高松字八乙女九十九番地六 | 佐渡谷栄悦 | 佐渡谷栄悦 | 今野文雄 | 土田久男 | 田丸誠三 | 鈴木白 | 武田善継 | 原徹 |
| 平成十五年四月二十八日 | 平成十五年四月二十四日 | 〃 | 平成十五年四月十八日 | 〃 | 〃 | 平成十五年四月十六日 | 平成十五年四月九日 | 平成十五年四月七日 | 平成十五年四月四日 | 〃 | 〃 | 平成十五年四月二日 | 平成十五年四月一日 | | | |

| | | | | |
|-----|------------|-------------------------|-----------------------|------------|
| 同心会 | 主たる事務所の所在地 | 大館市花岡町字猫鼻六番地一 新和産業株式会社内 | 大館市幸町二番二十二号 M B Mビル三階 | 平成十五年四月三十日 |
|-----|------------|-------------------------|-----------------------|------------|

秋選管告示第六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十五年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

| | | |
|-----------------|-------------|-------------|
| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
| 自由民主党秋田県能代市第一支部 | 平成十五年四月二十五日 | 平成十五年四月二十五日 |

二 その他の政治団体

| | | |
|----------|-------------|-------------|
| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
| てらた勇吉後援会 | 平成十五年三月三十一日 | 平成十五年四月十八日 |
| 加藤万太郎後援会 | 平成十五年三月三十一日 | 平成十五年四月二十二日 |
| 小野義夫後援会 | 平成十五年三月三十一日 | 平成十五年四月二十四日 |

秋選管告示第六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十五年五月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県能代市第一支部

報告年月日 平成15年4月25日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 3,618,040円

前年度繰越額 438,038円

本年の収入額 3,180,002円

(イ) 支出総額 3,618,040円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

その他の収入 2円

1件10万円未満のもの 2円

小計 2円

寄附 120,000円

個人からの寄附 3,060,000円

法人その他の団体からの寄附 3,180,000円

小計 3,180,002円

合計 3,180,002円

イ 寄附の内訳

個人からの寄附 120,000円 能代市

西塚富佐夫 240,000円 能代市

秀米建設株式会社 240,000円 能代市

株式会社 120,000円 能代市

能代運輸株式会社 240,000円 能代市

能代水企業 240,000円 能代市

(資) 資谷タイヤ工場 120,000円 能代市

120,000円 能代市

| | | |
|----------------|----------|------|
| (有)針吉運輸 | 240,000円 | 能代市 |
| 工藤建設工業(株) | 240,000円 | 能代市 |
| 工藤建設(株) | 240,000円 | 琴丘町 |
| (株)鈴木土建 | 240,000円 | 能代市 |
| 幸和機械(株) | 240,000円 | 能代市 |
| (資)塚本商会 | 240,000円 | 能代市 |
| 東新エナジー(秋)秋田営業所 | 240,000円 | 秋田市 |
| (有)伊藤組 | 120,000円 | 二ツ井町 |
| (有)峰浜砕石 | 240,000円 | 能代市 |
| (株)秋田重車輛 | 60,000円 | 能代市 |

(一) 支出の内訳

| | |
|--------|------------|
| 経常経費 | 602,000円 |
| 人件費 | 3,600円 |
| 光熱水費 | 51,461円 |
| 備品・消耗品 | 43,439円 |
| 事務所費 | 700,500円 |
| 小計 | 351,355円 |
| 政治活動費 | 2,566,185円 |
| 組織活動費 | 2,917,540円 |
| 寄附・交付金 | |
| 小計 | 2,917,540円 |

合計

3,618,040円

2 収入及び支出のない団体
その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|----------|------------|
| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
| てらた勇吉後援会 | 平成15年4月18日 |
| 加藤万太郎後援会 | 平成15年4月22日 |
| 小野義夫後援会 | 平成15年4月24日 |

秋選管告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|--------------------------|-------|-----------|------------|------------------------|--------------------|------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 小松 隆 明 | 西仙北町長 | 小松隆明後援会 | 主たる事務所の所在地 | 仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下二百四十六番地一 | 仙北郡西仙北町刈和野字沼田十二番地一 | 平成十五年四月一日 |
| 安藤 豊 | 県議会議員 | 安藤豊後援会 | 主たる事務所の所在地 | 雄勝郡羽後町郡山字上郡八番地 | 雄勝郡羽後町西馬音内字本町百二番地 | 平成十五年四月十八日 |

秋選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

| | | | | | |
|---------------------|-------|----------|---------------|-------|------------|
| 資金管理団体の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 名 称 | 取り消した資金管理団体 | 代表者氏名 | 届出年月日 |
| 寺田 勇吉 | 市議会議員 | てらた勇吉後援会 | 主たる事務所の所在地 | 寺田 勇吉 | 平成十五年四月十八日 |
| | | | 湯沢市清水町六番一号二十一 | | |

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の五第三項」に改める。

別表第一「議事事務局」の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表知事の事務局(本庁)の項中「課長」を「課長 国際教養大学設置準備事務局」に、「政策監」を「政策監 防災監」に改め、同表監査委員事務局の項中「総務班」を「監査・総務班」に改め、同表の備考中「総務班」の下に「及び「監査・総務班」を加える。

別表第二知事の事務局(地方機関)の項中

| | |
|-------|--|
| 地 方 部 | 地方部長 長 総務班 大館地区総 方部大館地 の班長 |
|-------|--|

地方部副部長 県民室の班長 北秋田地方部

地域振興局長 部長 次長
主幹 総務経理課長 納税課
企画福祉課長 農林企画課長
画道路課長 総務第一班、総
二班、総務第三班、大館福祉
班及び秋田福祉総務班の班長

合事務所長 北秋田地
区総合事務所の総務班

を 地域振興局

秋田地域振興局大館地区総合
所長 北秋田地域振興局大館
総合事務所の総務班の班長
地域振興局八郎潟基幹施設管
務所長 仙北地域振興局仙北
農村整備事務所長 ダム管理
所長

上 席
長 企 業
務 第 一
総 務
北 部
事 務
地 区
秋 田
理 事
平 野
事 務

に改め、同表知事の事務局(地方機関) 県税事務所の項及び知事の事務局

局(地方機関)健康福祉センターの項を削り、同表知事の事務局(地方機関)保健
所の項中「出張所長」を削り、同表知事の事務局(地方機関)消防学校の項中「副
校長」を削り、同表知事の事務局(地方機関)総合農林事務所の項、知事の事務局
局(地方機関)仙北平野土地改良事務所の項及び知事の事務局(地方機関)八郎潟

基幹施設管理事務所の項を削り、同表知事の事務局(地方機関)名古屋事務所の項中「所長」を「所長 班長」に改め、同表知事の事務局(地方機関)企業支援センターの項中「総務広報班」を「総務企画班」に改め、同表知事の事務局(地方機関)建設事務所の項、知事の事務局(地方機関)ダム管理事務所の項及び知事の事務局(地方機関)羊川災害復旧事務所の項を削り、同表の備考1を削り、同表の備考2中「J」の表における「J」を「総務第一班」、「総務第二班」、「総務第三班」、「大館福祉総務班」、「秋田福祉総務班」を加え、「総務・田地球」を削り、「総務広報班」を「総務企画班」に改め、同備考を同表の備考とする。

留 柯 教 員 公 告

監査結果公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成15年5月9日

| | | | |
|--------------|-----|---|---|
| 秋田県監査委員職務執行者 | 辻 | 久 | 男 |
| 秋田県監査委員職務執行者 | 小田嶋 | 伝 | 一 |
| 秋田県監査委員 | 山田 | 昭 | 郎 |
| 秋田県監査委員 | 小玉 | 和 | 夫 |

14教総 - 4219
平成15年4月18日

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

監査の結果について(回答)

平成15年2月21日付け監委-761で通知のあったこのことについて、別添のとおり提出します。

別添

| | | | |
|-------|-------------------|------|-------|
| 監査団体名 | 第62回秋田国体競技力向上対策本部 | 所管課名 | 保健体育課 |
| 監査年月日 | 平成15年2月7日 | | |

(指摘事項)

(1) 旅費・宿泊料の支払について

競技団体の強化練習・合宿・遠征事業等に係る補助対象となる宿泊費等の支払において、参加者名簿の人数を上回って支払をしているものがあるため、所要の措置を講ずること。(ボート協会、柔道連盟、陸上競技協会、レスリング協会、弓道連盟、自転車競技連盟、相撲連盟、高等学校体育連盟)

調査・視察事業の宿泊に係る補助額が、補助対象額を上回っているものがあるため、所要の措置を講ずること。(陸上競技協会)

(2) 強化練習・合宿・遠征事業等の事業報告書に、実際の支払先と異なる者の領収書(写)が添付されているものがあるため、所要の措置を講ずること。(バレーボール協会)

(3) 報償費の支払について

小学生強化事業に係る報償費が、参加者名簿に記載がない者にも支払われているので、所要の措置を講ずること。(柔道連盟)

小学生強化事業の報償費は、1日を単位として支払うことと定められているが、同一人に1日2回支払っているものがあるため、所要の措置を講ずること。(テニス協会)

(4) 強化練習・合宿・遠征事業等における領収書は、人数、単価、消耗品の内訳等の明細の判るものを徴求すること。(共通)

(所管課措置事項)

(1)

【ボート協会】

「成年男子強化合宿」

宿泊施設の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、参加した事実が確認でき、指導者参加者名簿への1名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

【柔道連盟】

「一貫指導システム構築事業」

参加者の旅費受領書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、参加した事実が確認でき、選手参加者名簿への1名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「国体強化合宿」

参加者の旅費の受領書と報償費の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、参加した事実が確認でき、指導者参加者名簿への1名記載漏れであることが判明した。また、交通機関の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、選手参加者名簿への1名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「陸上競技協会」

「長距離指定選手合宿（第2回）」

宿泊施設の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、指導者参加者名簿への2名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「国体・長距離合宿（第3回）」

業者の食事代の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、9月1日については選手参加者名簿への2名記載漏れ、9月2日については1名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「国体強化合宿練習会（第一次）」

業者の食事代の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、9月8日については指導者参加者名簿への8名記載漏れ、9月9日については1名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「国体強化合宿練習会（第二次）」

宿泊施設の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、指導者参加者名簿への2名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「国体強化合宿練習会（第三次）」

宿泊施設の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、指導者参加者名簿への3名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「レスリング協会」

「第7回少年対策強化合宿」

・ 8月10日分

参加者の日当受領書及び8月分の所得税源泉徴収領収証書により5名分の添付漏れが判明した。

また、宿泊施設の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、選手参加者名簿への1名記載漏れであることが判明したため、合わせて6名分の実績の報告の修正を命ずることといたします。

・ 8月11日分

参加者の日当受領書及び8月分の所得税源泉徴収領収証書により5名分の添付漏れが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

なお、前日との宿泊者数の差違については、1名が宿泊しなかったためであります。

「弓道連盟」

「2次国体選手選考強化錬成会」

参加者の旅費の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、選手参加者名簿への1名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「自転車競技連盟」

「第56回国体・第四次強化合宿」

業者の弁当代領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、9月8日については選手参加者名簿への7名記載漏れ、9月9日については2名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「相撲連盟」

「国体合宿」

宿泊施設の領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、選手参加者名簿への1名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

「高等学校体育連盟」

「中高合同合宿（体操競技）」

参加者の申し出及び報償費領収書と他の参加者の証明により、指導者参加者名簿への1名記載漏れであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

今後は、事業終了時の参加者名簿の整備・確認を徹底するよう指導してまいります。

陸上競技協会
「宮城国体調査・視察」

宿泊施設の宿泊精算確認書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、10月12日からの事業実施が確認でき、事業開始日の実績報告書への記載誤りであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

今後は、事業終了時の実績報告書等の整備・確認を徹底するよう指導してまいります。

(2) バレーボール協会

「強化練習及びゲーム」

強化のための合宿及びゲーム実施の事実は確認できるものの、これらに要した費用(賄費等)に係る領収書を徴収していなかったなど補助対象経費としての特定ができなかったため、返還させることといたします。

今後は、領収書の徴収・保管を徹底するよう指導してまいります。

(3) 柔道連盟

「第1回小学生、指導者講習会」

参加者の報償費領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、指導者参加者名簿への指導者3名及び補助員10名の記載漏れであることが判明した。

また、指導者の旅費についても参加者の旅費領収書、参加者の申し出と他の参加者の証明により、事業報告書への記載誤りであることが判明したため、実績の報告の修正を命ずることといたします。

今後は、事業終了時の参加者名簿の整備・確認を徹底するよう指導してまいります。

テニス協会

「平成13年度冬季ジュニア強化スクール」

交付要綱では、県内指導者に対する一日の報償費の補助上限額を超えて支払われていたので、超過分を返還させることといたしました。

今後は、交付要綱を遵守するよう指導してまいります。

(4) これまでも競技団体に対し適正な会計処理について指導してきたが、十分に徹底されていなかったことが散見され、今後はなお一層指導を徹底してまいります。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十五年三月二十五日(第千四百五十五号)掲載の秋田県教育委員会告示第四号

(印刷誤り) 十 上 十九 (曲糶) (曲糶)

平成十五年三月二十五日(第千四百五十五号)掲載の秋田県教育委員会告示第五号

(印刷誤り) 十 上 終わり から五 (参古寛茶) (参古寛茶)

平成十五年四月八日秋田県公報第千四百五十九号掲載の秋田県選挙管理委員会告示第五十五号(政治活動のために寄附を受け又は支出することができない団体)

(原稿誤り) その他の政治団体の表中

| | | | |
|---------|------|------|----|
| 田村秀雄後援会 | 田村久雄 | 田村繁登 | 北秋 |
|---------|------|------|----|

田郡田代町岩瀬字田茂ノ木五十三番地

を冠する。

平成十五年四月二十二日(第千四百六十三号)掲載の秋田県告示(都市計画事業の認可)

| | | |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (原稿誤り) 三 上 十一 五 | 平成十五年四月二十二日か 平成十九年三月三十一日 | 平成十五年四月二十二日か 平成二十年三月三十一日 |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄